伊人広第５２号
令和３年２月３日

神奈川県知的障害福祉協会
会長　出縄　守英　様

神奈川県身体障害施設協会
会長　柴田　和生　様

特定非営利活動法人神奈川セルプセンター
会長　鈴木　暢　様

伊勢原市長　髙　山　松太郎

市町村による障害福祉サービスの充実を求める要望書について(回答)

日ごろ市政について、格別の御理解と御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。
令和２年１１月２７日付けで要望のありましたことについて、次のとおり回答します。

１．　新型コロナウイルス感染症の対応について
利用者・職員が新型コロナウイルス感染症に罹患したり、濃厚接触者になる事態が現実に起こってきています。生命、健康を守っていくためにお互い協力してこの難題に立ち向かっていけるよう施策の整備を要望します。

（１）利用者・職員が必要な時にＰＣＲ検査を速やかに受けられるような配慮と救護体制の確保をお願いします。

（２）感染した施設に対しての風評被害が出ないよう市民への啓発をお願いします。

（３）感染が起こった事業所は陽性者の治療および感染拡大防止のために何日か閉鎖することがあります。その際は在宅支援等の代替的支援を柔軟的に認めていただけるようお願いします。

（４）感染した施設の職員は濃厚接触者となるため、家族が同居する場合は自宅に帰れず、車中泊をしたケースがありました。そのような職員用の宿泊施設の確保を検討願います。

（５）生産活動の収入減のため、就労継続支援Ｂ型事業所等の利用者への救済として、一定の期間について工賃保証にかかる補助制度を創設していただけるよう要望します。
※参考資料「海老名市」並びに「さいたま市」の補助制度。

（６）新型コロナウイルス感染症への対応に伴い、各種体制、加算要件の緩和等がなされましたが、今後も感染症の長期化が予測されます。利用者の安心した生活を守るため、

福祉事業所が事業継続できるように引き続き柔軟な対応をお願いします。

【回答：障がい福祉課　（1）～（6）一括】

本市の新型コロナウイルスの感染者については、依然微増の傾向が続いており、他自治体と同様に予断を許さない状況となっています。

以前、市内の福祉事業所において、陽性者、濃厚接触者が出た際は、利用者の不安を取り除くため、市、事業所、神奈川県が連携し、実態把握、ＰＣＲ検査をすみやかに実施し、安全を確認した上で早期の事業所再開をした経過があります。

今後もコロナウイルスの感染状況を注視し、福祉事業者や利用者が不利益を被らないよう、柔軟な対応や最善の対処ができるよう努めていきます。

【回答：健康づくり課　（1）】

新型コロナウイルス感染症にかかるＰＣＲ検査は、疑似症患者に対し、医師の診断上必要と認めるときに検査を行うものとされています。また、地域における感染状況を踏まえ、感染拡大を防止する必要があると認められる場合には、感染が発生した施設等に限らず、濃厚接触者以外にも幅広く検査することを見込んでいます。

また、季節性インフルエンザとの同時流行を見据え、多数の発熱患者が発生することを想定し対策を講じる必要があり、ＰＣＲ検査の実施に当たっては、検査需要に対応できるよう、国・県による総合的な調整により、医療提供体制の確保、重症者への入院医療体制の整備などに支援を行い、医療機関や検査機関の負担を和らげる取組を充実させていきます。

【回答：健康づくり課　（2）】

全国的には、新型コロナウイルスの感染者、濃厚接触者とその家族や、医療従事者とその家族などに偏見や差別につながる風評被害も生じています。

本市としては、人権侵害や風評被害となる情報収集や拡散が行われないよう注意喚起していきます。

【回答：健康づくり課　（4）】

新型コロナウイルス感染症の陽性者が福祉施設で確認された場合、１４日間の健康観察の対象となる濃厚接触者の範囲の特定は、陽性者の行動歴等に基づき保健所が行うものであり、一律に、施設の職員全員を濃厚接触者とすることではありません。

仮に、濃厚接触者になったとしても感染者ではありませんので、お家で御家族と一緒に過ごしていただけますが、御家族は同じ部屋で過ごす時間をできる限り短くしたり、トイレやお風呂などの共有部分を使った後はきちんと手洗いもしくはアルコール消毒をしたり、御家族も可能な限りマスクを着用するなど感染防止対策の徹底をお願いいたします。

２．　人材確保について

（１）福祉人材の確保については、障がい福祉のみならず福祉事業全体の問題になってい

ます。市町村と法人、施設が協力して具体的な取組が行えるよう要望します。

（例として官民共催による就職説明会、就職支度金制度、採用に係る助成金・奨励金制度、奨学金補助制度、勤務年数により返済が減額される貸付金、魅力ある市町村での働き方等）

【回答：障がい福祉課】

当市では、令和元年度新たな取組として、伊勢原市障がい者とくらしを考える協議会就労支援部会において、多様な障がい福祉施設の情報を発信するため、市内の障がい福祉施設と協力し、「合同就職説明会」を開催しました。

今年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点により中止となりましたが、引き続き伊勢原市障がい者とくらしを考える協議会就労支援部会と連携しながら、協議・研究をし、福祉人材確保に取り組んでいきます。

（２）学校教育の中でも福祉に関する授業や模擬体験、近隣福祉施設との交流等の機会を増やして障がい者に対する理解を育んでいただけるよう市町村教育委員会との連携を要望します。

【回答：教育指導課】

各小中学校においては、様々な機会を捉え、福祉に関する学習をしています。

例えば「総合的な学習の時間」において福祉をテーマに取り組み、近隣の福祉施設と連携し交流および体験を実施しています。

また、各教科の中で福祉について学習したり、各中学校において職場体験学習で取り組んだりしています。

引き続き、学校教育の中で、福祉に関する授業や模擬体験、近隣福祉施設との交流等の活動の充実及び関係機関との連携に努めたいと考えています。

３．　障害者地域生活サポート事業について

（１）障害者地域生活サポート事業は、福祉先進県かながわを象徴する運営費補助金事業の見直しに伴い、平成１８年度に施行されて１４年間が経過しました。市町村の任意事業であり、県市１／２負担の協調事業でもあります。平成２６年度から交付金化され、実施にあたっては、市町村の財務状況により格差が生じております。令和元年度には制度の見直しがあり、障害者グループホーム等運営費補助事業が一本化されました。現在、全体の実施率は約２３％と低い状況となっています。障害者地域生活サポート事業の実施により、利用者の立場に立った支援サービスの充実を目的としています。よって未実施の市町村には早期に実施を要望します。

（２）障害者地域サポート事業は、地域における制度の狭間や国制度への上乗せ補助など、利用者のニーズに合わせたきめ細かいサービスメニューが設定されていますが、職員配置など一部適用条件に厳しい部分がありますので、柔軟な対応を要望します。

（３）サービス等利用計画を作成するにあたって、相談支援専門員の確保が不可欠であります。現行の報酬額では、安定した事業運営及び相談員の確保が難しい状態が続いて

います。事業運営を安定化するために新たに「障害者地域生活サポート事業」に計画相談支援に関するメニューの追加と、相談員確保に際しての支援策の追加を要望します。

【回答：障がい福祉課　（1）～（3）一括】

当市では、障害者地域生活サポート事業については、県の実施要領に基づき全てのメニューを実施対象とし、市のホームページにおいて実施事業を公開しており、事業実施に当たっては、関係事業所の要望に基づき、予算の確保に努めています。

メニュー事業の追加については、伊勢原市障がい者とくらしを考える協議会などで事業所や利用者の実情を把握するとともに、県内一律の取り組みが必要な事業であれば、県の制度として検証や整備を要望していきます。

4．　障害者グループホームの運営について

（1）障害者グループホーム運営事業は、グループホーム等で障がい者が安心して地域生活を送るためにとても重要であり、福祉先進県かながわを象徴する制度です。現在、交付金化されており、市町村間での格差が無いよう実施率を上げていただくとともに、引き続き継続、充実の推進を要望します。

（2）グループホームの家賃補助は、市町村独自の補助の実施で市町村間の格差（8,000円～17,500円）が生じています。地域での安定した生活を送るためにも全市町村で家賃補助が実施できるように要望します。

【回答：障がい福祉課　（1）～（2）一括】

障がい者グループホーム等の重要性は認識しており、県の補助制度を活用しながら支援について継続できるよう図っていきます。

5．　障がい児サービスについて

（1）児童発達支援センターや児童発達支援事業、放課後等デイサービスの利用希望障がい児の増加や医療的ケアが必要な重度障がい児などのサービス提供が市町村によって充足状況に格差が生じています。地域で暮らす障がい児に対してニーズに適切に対応するための事業所拡充などの体制整備や市町村単独の看護師やＰＴ、ＯＴ、ＳＴなどの専門職の人件費補助などが図られるよう要望します。

（2）障がい児施設において20歳に達した加齢児は、令和３年３月末以降は入所の継続ができなくなると定められています。（みなし期間の延長）。しかし、依然として全ての加齢児が移行できていません。速やかに関係機関との連携を図り、意思決定支援、障害支援区分の調査等を行い、移行支援の実現に向けて調整してくださるよう要望します。

【回答：障がい福祉課　（1）～（2）一括】

令和元年１０月に地域における中核的な障がい児等支援施設として「伊勢原市児童発達支援センター」を開所し、専門職を配置している事業所への委託により事業運営

しています。

事業所拡充等に対する市町村単独での人件費補助については、予算の確保に努めていきます。ニーズに応じた適切なサービスが提供できるよう、伊勢原市障がい者とくらしを考える協議会等において、必要なサービス量等の情報を共有し、受入れ体制の確保や新規参入を促します。

加齢児の移行先調整については、現在相談支援事業所とともに関係機関と連携を図り、入所調整を行っているところですが、受入困難等の理由により実現に至っておりません。引き続き利用者の特性に合った施設への移行支援を行っていきます。

6．　相談支援事業の充実

（1）相談支援従事者初任研修、相談支援専門員現任研修における研修回数の増及び受講生の増が可能となるよう必要な予算、研修実施体制の確保を要望します。

【回答：障がい福祉課】

人材確保のための財源の見直しや、必要な研修の実施等については様々な形で国や県へ要望していきます。

7．　短期入所事業について

（1）障がい者が在宅生活を継続する上で、家族への支援は重要です。入所施設に加えて通所施設においても単独で安定した短期入所事業が運営できるよう、空床保障や職員の人員配置、市町村主体または近隣市町村合同での基盤整備を図るよう要望します。

（2）障害者虐待防止法による緊急時のベッドの確保は一市町村では難しいと思われます。県が広域にわたり調整できるよう市町村からも上申願うよう要望します。

【回答：障がい福祉課　（1）～（2）一括】

短期入所や障害者虐待防止法での空床保障は一市町村では難しい課題と考えており、県にも、引き続き要望していきます。

8．　就労関連について

（1）障がい者の経済的自立は、障害基礎年金等とともにある程度の工賃が確保できれば地域移行、地域生活を安定して行う基盤となります。しかし、本年は新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、福祉事業所の生産活動は受注減少、イベント等中止による販路先の減少により、大打撃を受けております。つきましては、例年以上に福祉施設への物品購入や役務の業務委託等の優先発注、市町村の公的施設内における福祉ショップの設置、市町村業務における「施設外就労」の推進、市町村の障がい者の直接雇用の推進、公平中立な共同受注窓口の設置が図られるよう要望します。

【回答：障がい福祉課、職員課】

福祉事業所の生産活動は、障害者優先調達推進法に基づき障がい者施設への発注について進めているところです。

今年度については、新型コロナウイルス感染症の影響により福祉事業所への受注減少による工賃等への影響が生じているとのことから、市役所正面玄関前の市民ホールにて行っていた市内福祉事業所による自主製品の即売会の開催回数を週１日から週２日に増加、また新たな販売場所の確保等に努めるなど対応しているところです。

引き続き各福祉事業所の状況把握を行いながら、障がい者への工賃確保に努めていきます。

なお、当市の障がい者雇用については、引き続き努めていきます。

９．　障がい者の防災対策について

（１）昨今の自然災害は、地震に加えて風水害の被害が毎年増加しています。大規模災害で障がい児者は、地域の避難所の環境に馴染むことが難しく、危険と知りながら自宅で過ごしたり、車上生活をした事案もみられます。障がい児者の防災対策は、多様な対応が必要であり、施設との協議や災害対策についても同様の視点を念頭に取り組むことが重要です。生活避難施設における運営委員会に障害福祉施設等の関係者が参加するなど、地域での防災活動に啓発的な役割を担えるよう要望します。

（２）大規模災害時を想定した対策については、非常災害時の通報や通信手段の確保などが必要不可欠です。無線通信装置等の配備や施設の改修等の施設整備、備品等の確保が行われるよう要望します。

【回答：危機管理課　（１）～（２）一括】

広域避難所は、施設管理者、地元自治会、市職員で構成する避難所運営委員会が主体的に運営することとしており、年１回避難所運営会議を開催し、施設使用場所、避難所ルール、防災資機材等の点検・確認のほか、自治会には要援護者支援班の指定等をお願いしています。

要配慮者の対応としましては、避難施設内での要配慮スペースの設置や必要に応じて医療や介護の専門職の配置等を講ずることとしています。

また、高齢者、障がい者等の特別な配慮を要する要配慮者を受け入れるための二次的な避難所として、災害時の協力協定により県立伊勢原養護学校ほか、介護保険施設、障害者施設など１５施設を福祉避難所として指定しており、広域避難所の状況等を勘案し、関係機関と連携を図りながら、福祉避難所を順次開設し、要配慮者を受け入れることとしています。

１０．発達障がい者への支援の充実について

（１）現在、かながわＡ（エース）が、県域を対象に発達障害者支援センター事業を実施していますが、成人発達障がい者のニーズ急増や利用者からの相談件数の増に対応するには、各市町村または圏域において発達障害者支援センターを創設し、発達障がい者支援の充実を図っていただくことを要望します。

【回答：障がい福祉課】

発達障がい者に関する相談件数は、本市においても増加傾向にあり、相談内容も複雑であることから対応に苦慮しているところです。伊勢原市障がい者とくらしを考える協議会等において課題整理等を行うとともに、より良い支援体制となるよう、神奈川県発達障害者支援センターかながわエースなどと連携し、検討していきます。

１１．第６期障害福祉計画について

（１）地域生活支援拠点等の整備

地域生活支拠点事業の整備にあたり、国の指針に基づき面的整備型、多機能拠点整備型、またその複合型も含め、地域の実情に応じた具体的な計画策定を要望します。

（２）基幹相談支援センターの設置について

この事業については、神奈川県では未設置の市町村もありますので、国の指針に基づき基幹相談支援センターの積極的な配置を要望します。設置の自治体は11団体です。しかし、今まで相談事業については独自に取組んできた市町村もありますので、その機能の充実を前提に協議、検討願います。

（３）市町村地域生活支援事業について

市町村地域生活支援事業の日中一時支援、移動支援、成年後見利用推進支援事業等の報酬単価や設定時間、支給量など必要に見合うように支給決定がされるよう要望します。

【回答：障がい福祉課　（１）～（３）一括】

障がい者が住み慣れた地域で安心して、その人らしい生活が継続できるようにするためには、障がい者の重度化、高齢化や親亡き後など将来を見据えた障がい者のニーズを把握し、課題等に対してどのように対応していくのかを、障がい者と一緒に考え、整理し、総合的なマネジメントを行う機能、いわゆる地域生活支援拠点等の整備が重要であると考えます。

本市は伊勢原市障がい者とくらしを考える協議会において協議研究等を重ね、第６期障がい福祉計画において令和５年度までに市障がい福祉課に設置している「基幹相談支援センター」が中心となり、複数の機関が分担して機能を担う体制（面的な体制）を構築し、多岐にわたる障害福祉サービス等を総合的かつ継続的にコーディネートする地域生活支援拠点を整備することを目標とし、取り組んでいきます。

また、地域生活支援事業の各種サービスについては、支給決定基準に基づき、障がい者一人ひとりの状況やニーズに応じて必要なサービスの提供ができるよう適正に支給決定を行っていきます。

本件の担当は、危機管理課、職員課、障がい福祉課
健康づくり課、教育指導課
陳情・要望の担当は、人権・広聴相談課